

学習用タブレット端末の家庭活用ガイドライン

音更町教育委員会

令和3年3月18日策定

令和6年2月 6日一部変更

1 目的

このガイドラインは、本町町立学校に在籍する児童生徒が学習用タブレット端末（以下「端末」という。）を自宅等学校以外の場所（学校が行う校外教育活動の場所を除く。以下「自宅等」という。）での学習に活用する際のルールを示すものです。

2 利用における注意事項

端末は、音更町教育委員会が児童生徒に貸与するものです。利用する児童生徒及びその保護者は、次に掲げる事項を遵守してください。なお、端末の貸与期間は、本町の学籍を有する期間とします。

- (1) 端末の利用可能時間は、小学生は午前5時から午後9時まで、中学生は午前5時から午後10時までに設定しています。ご家庭においても、使用時間のほか、正しい姿勢や適度な休憩（30分に1回は、20秒以上画面から目を離して遠くを見る）に気を配るなど、児童生徒が適切に端末を活用できるよう、学習ルールを決めていただくようお願いします。
- (2) 児童生徒が安全に端末を使用できるよう、接続できるWebサイトの制限を行っています。
- (3) 不適切な端末利用が疑われる場合は、学校又は教育委員会が使用履歴等を確認することがあります。
- (4) 自宅等での端末の利用に伴う端末等の充電の際の電気代及びインターネット接続に係る通信料等については、各家庭の負担となります。
- (5) 端末を他人へ転貸してはいけません。
- (6) 端末は精密機器であり、乱暴に取扱ったりすることで故障等につながるため、丁寧・適正な取扱いを心がけてください。
- (7) 端末に故障、水没、破損等の事由が生じた場合は、速やかに学校に申し出た上、学校の指示に従ってください。
- (8) 端末に紛失、盗難等の事由が生じた場合は、直ちに学校に申し出てください。また、警察に届け出るとともに、その証明を受けてください。
- (9) 家庭に持ち帰った端末は、保護者が適切に管理するとともに、貸与期間終了後は速やかに学校へ返却してください。
- (10) 児童生徒の個別のユーザーIDとパスワードは、児童生徒及び保護者が管理を行い、他者に知らせてはいけません。
- (11) 児童生徒に付与されるユーザーIDの使用期間は、本町の学籍を有する期間とします。
- (12) USBメモリ等の外部記憶媒体への接続及び利用は、不可となるように設定しています。
- (13) 学習に関係のないサイトの閲覧・利用、SNS・掲示板の利用及び書き込み、学校から指示があるとき以外での写真撮影や録音・録画、ファイルやデータのダウンロード、写真・動画の配信、個人情報の入力及びメールソフト・チャット機能の利用、また、学校等のシステムを調べたり破ったりする行為、他人のIDの使用、ハッキング行為は禁止としています。
- (14) 児童生徒及び保護者が（1）から（13）の規定に従わず、端末や、音更町教育委員会が運営するネットワークを毀損し、損害を与えた場合、保護者はその損害を賠償する責任を負う場合があります。また、この規定に従わず端末を使用したことに伴って児童生徒及び保護者が負った損害については、音更町教育委員会及び学校はその一切を補填しません。

3 その他

本ガイドラインに記載のない事項については、随時、教育委員会で協議決定します。